

ひとり親家庭のしおり

～ひとり親家庭、寡婦のみなさまへ～

鳥取県ではひとり親家庭や寡婦の方を支援するための相談窓口や各種助成制度を設けています。
制度の詳しい内容などは、お住まいの地域の相談窓口にお気軽にお問い合わせください。

ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、死別・離別等により配偶者のない女子(男子)が20歳未満の子どもを扶養している家庭(母子・父子家庭)をいいます。

寡婦とは、かつて母子家庭の母であった方で、現在お子さんが成人し、かつ配偶者のいない状況にある方をいいます。

困ったときの相談は

福祉事務所	福祉の総合相談窓口 ・ 県総合事務所福祉保健局 (東部・中部・西部・日野) ・ 各市福祉事務所 ・ 町村福祉事務所	東部総合事務所福祉保健局 0857-22-5625 中部総合事務所福祉保健局 0858-23-3141 西部総合事務所福祉保健局 0859-31-9308 日野総合事務所福祉保健局 0859-72-2034 鳥取市福祉事務所 0857-20-3465 倉吉市福祉事務所 0858-22-8220 米子市福祉事務所 0859-23-5138 境港市福祉事務所 0859-47-1042 日吉津村福祉事務所 0859-27-5952 日南町福祉事務所 0859-82-0374 江府町福祉事務所 0859-75-6111
児童相談所	児童の養育に関するあらゆる相談 鳥取市、倉吉市、米子市にあります。	福祉相談センター 0857-23-1031 倉吉児童相談所 0858-23-1141 米子児童相談所 0859-33-1471
保健所	乳幼児の健康・発達に関する相談	県総合事務所福祉保健局 上記参照
市町村保健センター	児童の健康に関する相談、身体に障がいのある児童の療育に関する相談など	市町村役場にお尋ねください。
民生・児童委員	地域の実情に通じた民間の奉仕者で、生活や児童及び家庭の問題に関する相談	市福祉事務所又は町村役場にお尋ねください。
地域子育て支援センター	家庭の育児不安などに関する相談・指導	市福祉事務所又は町村役場にお尋ねください。
母子自立支援員	・ 母子(父子)家庭・寡婦の方からの相談 ・ 専門的に解決を要する法律相談 → 弁護士等の専門家へ相談。※母子家庭・寡婦のみ	東部総合事務所福祉保健局 0857-22-5625 中部総合事務所福祉保健局 0858-23-3126 西部総合事務所福祉保健局 0859-31-9308 日野総合事務所福祉保健局 0859-72-2034 鳥取市福祉事務所 0857-20-3465 倉吉市福祉事務所 0858-22-8220 米子市福祉事務所 0859-23-5176 境港市福祉事務所 0859-47-1077 日吉津村福祉事務所 0859-27-5952 日南町福祉事務所 0859-82-0374 江府町福祉事務所 0859-75-6111
ひとり親家庭福祉推進員 (ひとり親家庭ライフサポーター)	ひとり親家庭、寡婦の方の身近な相談窓口として、母子自立支援員等と連携し、子育てや自立を支援	(財)鳥取県連合母子会 (0857-59-6344) にお尋ねください。
家庭児童相談員	児童の養育に関するあらゆる相談	鳥取市家庭児童相談室 0857-20-3463 倉吉市家庭児童相談室 0858-22-8118 米子市家庭児童相談室 0859-23-5176・5138 境港市家庭児童相談室 0859-47-1077
鳥取県教育センター	・ 不登校、いじめ、発達の遅れ等に関する相談 ・ 学校生活や家庭生活での悩み等に関する相談	電話相談 0857-31-3956 (月～土 8:30～20:00)
子育てホットライン (家庭教育電話相談)	・ 家庭教育全般の諸問題に関する相談 ・ 電話相談、ファクシミリ・電子メールによる相談 → 「子育て支援について」参照	電話相談 0857-36-1154 月～金 10:00～20:30 土 10:00～17:30 (年末・年始・祝日は除く) ※ファクシミリ・電子メールによる相談は24時間対応

児童扶養手当などの手当・年金

事業・制度など	内 容	問合せ先	母子	寡婦	父子
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○支給対象者 18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等（所得制限あり）。 ※公的年金等を受ける資格がある場合等は支給されません。 →平成22年8月分から、父子家庭の父へ支給が拡充されます。【支給開始：H22.12～】 ○手当額 (全部支給の場合) 児童1人のとき 41,720円 児童2人のとき 46,720円 児童3人以上 3人目以降1人につき3,000円加算 ※一部支給は所得に応じて月額41,710円から9,850円まで10円きざみの額 ○支給時期 4月、8月、12月（それぞれの前月分までが支給されます。） 	市町村役場	○	-	○ (H22.8～)
子ども手当	<ul style="list-style-type: none"> 中学校修了前の児童を養育している人に手当が支給されます。 ○支給額 13,000円 ○支給時期 2月、6月、10月（それぞれの前月分までが支給されます。） 	市町村役場 ※公務員は各任命権者	○	-	○
遺族年金	<ul style="list-style-type: none"> イ 遺族基礎年金 国民年金に加入していた夫が死亡したとき、その夫によって生計を維持されていた妻や子供に遺族基礎年金が支給されます。 	市町村役場	○	-	-
	<ul style="list-style-type: none"> ロ 遺族厚生年金 厚生年金保険に加入していた夫が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして、遺族厚生年金が支給されます。 	社会保険事務所	○	○	-

母子寡婦福祉資金などの貸付金

事業・制度など	内 容	問合せ先	母子	寡婦	父子
母子寡婦福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子世帯や寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。（詳しくは、福祉事務所にお尋ねください。） ・修学資金、修業資金、就職支度資金（児童に係るもの）、就学支度資金 →保証人の有無にかかわらず無利子。 ・事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（母に係るもの）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金 →保証人を立てる場合は、無利子。 保証人を立てない場合は、金利年1.5% 	県総合事務所福祉保健局 市町村役場	○	○	-
生活福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> 収入の少ない家庭や心身に障がいのある方の経済的自立をお手伝いし、安定した生活の確保と福祉の向上を図るため、低利または無利子で借りることができます。（詳しくは、民生児童委員又は社会福祉協議会にお尋ねください。） ・総合支援資金 ・福祉資金 ・教育支援資金 ・不動産担保型生活資金 →連帯保証人を立てる場合には、無利子。 連帯保証人がいない場合には、金利年1.5% <p>※母子、寡婦の場合は、母子寡婦福祉資金の貸付の方が優先します。</p>	市町村社会福祉協議会 民生児童委員	△	△	○
母子寡婦福祉小口資金貸付金	<ul style="list-style-type: none"> 一時的に生活資金が必要なときに、借りることができます。 ※市町村によって対象等、取扱いが異なります。詳しくは、母子会、市町村役場にお尋ねください。 	市町村役場 市町村母子会	○	○	△

修学について

事業・制度など	内 容	問合せ先	母子	寡婦	父子
高等学校授業料	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校授業料無償化 国の費用により、公立の高等学校（全日制、定時制、通信制）の授業料を無償とする制度です。 ○高等学校授業料減免制度 高等学校に在学する生徒で、経済的あるいはその他の理由により授業料を納めることが困難であると認められる人に授業料を減免する制度です。（専攻科のみ） →在学する学校の先生に相談してください。 	高等学校	○	-	○
子育て応援交付金（ひとり親家庭等入学支度金）	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭のお子さんが小学校及び中学校に入学する際に支度金（1万円）が支給されます。（ただし、所得税非課税世帯に限られます。） ※市町村によって取扱いが異なります。詳しくは、市町村役場にお尋ねください。 	市町村役場	○	-	○
災害遺児手当助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 災害、事故などにより、児童の養育者が死亡、重度障害となった義務教育終了前の災害遺児に、一人当たり月額2,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税世帯に限られます。） 	市町村役場	○	-	○

就労支援について

事業・制度など	内 容	問合せ先	母子	寡婦	父子
無料職業紹介	県福祉事務所の母子自立支援員が、就労を希望する方のご相談をお受けします。 ・求人情報の提供や企業のあっせんなど	県総合事務所福祉保健局	○	○	○
職場体験研修	求職中の「ひとり親家庭」、「寡婦」及び「DV被害者」の方を対象として、1ヶ月程度の職場体験研修を行います。 ・受講者には奨励金（1日当たり5,040円）が支給されます。	県総合事務所福祉保健局	○	○	○
就業支援講習会	就労に有利な知識・技能を習得するための講習会を開催します。 ・パソコン講座開催（3地区で初級及び中級講座開催）	（財）鳥取県連合母子会	○	○	-
母子家庭自立支援給付金事業	<p>イ 自立支援教育訓練給付金 ホームヘルパー講座など指定された教育訓練講座（雇用保険制度の指定講座など）などを受講する場合に給付金（受講経費の40%）が支給されます。（所得制限あり） ※受講経費の40%が4,000円を超える場合に支給されます（上限10万円）。 （注）居住地によって制度の有無、取扱いが異なりますので、詳しくはお住まいの福祉事務所にご確認ください。</p> <p>ロ 高等技能訓練促進費給付金 看護師、介護福祉士、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修業する場合であり、かつ就労（育児）と修業の両立が困難な場合、「入学支援修了一時金」及び生活費の負担軽減を図るための「高等技能訓練促進費」が支給されます。 （イ）入学支援修了一時金 市町村民税非課税世帯 50,000円、その他世帯 25,000円 （ロ）高等技能訓練促進費 修業期間の全期間、次の額が支給される。 市町村民税非課税世帯 141,000円/月、その他世帯 70,500円/月 （注）市部及び福祉事務所設置町村にお住まいの方については、制度の取扱いが異なる場合があります。詳しくは、お住まいの市又は町村福祉事務所にご確認ください。</p>	福祉事務所	○	-	-
公共職業訓練の優先受入れ		ハローワーク	○		

子育て支援について

事業・制度など	内 容	問合せ先	母子	寡婦	父子
子育ての悩み	<p>イ 児童相談所 児童の養育に関するさまざまな問題の相談に応じる専門機関です。</p> <p>ロ 家庭児童相談員 市福祉事務所に配置され、子どもの養育、ことばの遅れ、情緒障害、保育所や学校での生活、平素のしつけなど子どもに関するさまざまな心配や悩みなどの相談相手となり、問題解決のためのお手伝いやアドバイスをしています。</p> <p>ハ 保健所・市町村保健センター 児童の健康診査、健康に関する相談、保健指導、身体に障がいのある児童の療育に関する相談などを行っています。</p> <p>ニ 児童委員 児童の福祉に関する民間の奉仕者で、児童や家庭の問題の相談に応じます。</p> <p>ホ 地域子育て支援センター 指定された保育所において、子育てをしている家庭の育児不安などについて、相談・指導を行っています。</p> <p>ヘ 教育センターによる電話相談 ・不登校、いじめ、発達の違い等に関する相談 ・学校生活や家庭生活での悩み等に関する相談</p> <p>ト 子育てホットライン（家庭教育電話相談） ・家庭教育全般の諸問題に関する相談 ○電話相談 0857-36-1154（時間外は留守番電話） 受付時間：月～金 10:00～20:30、土 10:00～17:30（年末・年始・祝日は除く）</p>		○		○
保育所	昼間働いていたり、病気や介護などの理由により、子どもの保育ができないときに保護者に代わってお子さんを保育します。（詳しくは、市町村役場にお尋ねください。）	市町村役場	○		○
子育て支援短期入所事業	<p>イ ショートステイ 保護者が、入院などにより家庭での養育が一時的に困難なときに乳児院または児童養護施設で一時的に（7日以内）お子さんをお預かりします。（所得に応じ費用負担があります。）</p> <p>ロ トワイライトステイ 保護者が、仕事などの理由で夜間に不在となり子どもの養育が困難となった場合、保護者が帰宅するまでの間、施設で夕食を提供し、保育します。（所得に応じ費用負担があります。）</p>	市町村役場	○		○

その他の生活支援

事業・制度など	内 容	実施主体・連絡先	母子	寡婦	父子
ひとり親家庭等情報提供事業	希望者のパソコンや携帯電話へメールマガジンを配信し、ひとり親家庭支援等に係る情報提供を行います。 実施主体：財団法人鳥取県連合母子会 登録方法：次のあて先にメールを送付して登録してください。 あて先：hitorioya@tottori-wel.or.jp →記載事項：性別、お住まいの市町村、お子さんの年代 ◆ホームページは → http://www.tottori-wel.or.jp/hitorioya/ ◆携帯サイトは → http://ns.tottori-wel.or.jp/hitorioya/i-mode/index.html	 (財)鳥取県連合母子会	○	○	○
日常生活支援事業	一時的な病気や技能習得のための通学、冠婚葬祭などで日常の家事やお子さんの保育などが困難になった場合、家庭生活支援員を派遣し、家事、介護、保育サービスなどの支援を行います。 ・派遣を受けるには事前の登録が必要 ・所得に応じて0～2割の自己負担あり	市町村役場 (財)鳥取県連合母子会	○	○	○
ひとり親家庭等戸別訪問事業	イ 戸別訪問員による相談支援 戸別訪問員が母子家庭への訪問を行い、相談支援や地域活動への参加支援、自立支援に関する情報提供や就労支援を行う。 ロ 就職支度活動費用の支援 戸別訪問及び母子自立支援プログラムによる就業活動を支援するため、就業活動、就業に必要な被服等の購入費用を助成。 ○助成額 1人当たり50,000円まで	(財)鳥取県連合母子会	○	-	-
ひとり親家庭医療費助成(特別医療費助成事業)	ひとり親家庭の18歳未満のお子さんと母(又は父)の医療費を助成します。 <患者負担額> 入院：1,200円/日、通院：530円/日(所得制限あり) ※負担上限：月15日まで(月最高18,000円まで負担) ※所得税非課税世帯のみ	市町村役場	○	-	○
母子生活支援施設など	イ 母子生活支援施設 対象：母子 生活が不安定であったり、住宅事情などで子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設 母子生活支援施設では、指導員が生活するうえでのさまざまな相談や支援を行っています。	福祉事務所	○	-	-
	ロ 乳児院・児童養護施設 保護者のいない子どもや、家庭の事情で子どもを育てられないときに、親に代わって子どもを養育する施設 ハ 里親制度 さまざまな事情により、家庭で養育できない子どもを里親が家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で養育する制度	児童相談所	○	-	○
県営住宅の優先入居制度	県営住宅では、ひとり親世帯等を優先して入居者を募集しています。(所得制限あり)	総合事務所生活環境局建築住宅課	○	-	○
税の減免等	イ 税の減免 ひとり親家庭の方は、一般の基礎控除、扶養控除のほか、寡婦(夫)控除の適用が受けられる場合があります。(詳しくは、市町村役場税務課にお尋ねください。)	市町村役場(税務課)	○	○	○
	ロ 非課税貯蓄制度(マル優) 対象：母子 児童扶養手当、遺族基礎年金を受けている方は、証書を添えて金融機関に申し出ると元金350万円までの預貯金利率が非課税になります。	金融機関	○	-	-
	ハ JR定期乗車券の割引制度 対象：母子、生活保護世帯 児童扶養手当を受けている母子家庭や生活保護を受けている方はJR通勤定期乗車券が3割引きになります。 ※居住地の市町村で「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けておく必要があります	JR	○	-	-
母子会	ひとり親家庭等の福祉の向上のため、親子交流事業や相談事業などの活動を行っています。会員外の方もご利用いただけます。(問合せ先：各母子会事務局) 鳥取県連合母子会 電話 0857-59-6344 (県社会福祉協議会内) 鳥取市連合母子会 電話 0857-24-3180 (さざんか会館内) 八頭町連合母子会 電話 0858-72-6210 (八頭町社会福祉協議会内) 米子市連合母子会 電話 0859-23-5491 (ふれあいの里内) 倉吉市連合母子会 電話 0858-22-5248 (老人福祉センター内) 境港市連合母子会 電話 0859-45-6116 (老人福祉センター内) 日野町連合母子会 電話 0859-74-0338 (老人福祉センター内) ※父子の方も対象とした事業を行っていますので、母子会にお問い合わせください。	(財)鳥取県連合母子会	○	○	△